

Weekly Report

第431号
平成29年10月30日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年4月から変わる信用保証制度

今年6月に成立した中小企業信用保険法等の一部改正の施行期日が30年4月1日に定められました。

◆来年4月から適用される主な保証制度

◎危機関連保証の創設……大規模な経済危機や災害等の発生時に、業種・地域を問わず迅速に発動できる新たなセーフティーネットとして、100%保証の危機関連保証を創設します（従来の保証限度額とは別枠で最大2.8億円の保証を実施）。なお、この措置の適用期限は原則1年以内（最大2年）です。

◎小規模事業者への支援拡充……従業員20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の小規模事業者を対象とした100%保証の特別小口保険に係る保証と小口零細企業保証について、保証限度額を2千万円（現行1250万円）に拡充します。

◎創業関連保証の拡充……創業予定の方や、創業後5年未満の方などが対象となる100%保証の創業関連保証について、自己資金要件なしで保証を受けることができ、保証限度額が2千万

円（現行1千万円）に拡充されます。

◎特定経営承継関連保証の創設……事業承継を一層促進するため、経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業の代表者個人が承継時に必要とする資金（株式取得資金や事業用資産等に係る相続税や贈与税の納税資金等）を信用保証の対象とします。

◎セーフティーネット保証5号の保証割合引下げ……不況業種を対象としたセーフティーネット保証5号の保証割合を100%から80%に変更します。保証割合の変更は、30年4月4日以降に保証申込の受付がされた融資に対して適用されます（30年3月末までに保証申込の受付がされた融資は100%保証）。

経営強化法による固定資産税特例の注意点

中小事業者等は、人材育成や設備投資など経営力向上のための取組を記載した「経営力向上計画」の認定を受けることで、計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税の軽減措置（3年間1/2に軽減）や、中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除）を受けることができます。

このうち固定資産税の軽減措置を利用する場合は、固定資産税の賦課期日が毎年1月1日のため、対象設備を取得した年内に計画の認定を受ける必要があります（年内に認定を受けられない場合は軽減期間が2年間となります）。12月に入ってから申請は、年内の認定が間に合わない可能性がありますので、ご注意ください。

11月のチェックポイント

* 年末年始に必要な資金を確保するために、得意先管理と売掛金回収の徹底を行い、資金繰り計画を再確認します。なお、借入が必要な場合には、金融機関に提出する書類の準備を行います。

* 年末調整の準備。各種控除申告書を配布し、控除を受けるために必要な証明書などを早めに収集するように指示。中途入社の方には、前勤務先の「源泉徴収票」を取り寄せるよう依頼します。

* 11月は下請取引適正化推進月間です。今年の標語は「取引条件 相互に築く 未来と信頼」。